平成２３年（フ）第９０２号
北九州市八幡東区宮の町２丁目６番21号
債務者　眞武　純一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１０号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東３丁目３番43号
債務者　中村芳子こと　**具**　　貴順
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１７号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目３番46―910号
債務者　小林　麻弥
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２７号
北九州市小倉北区足原１丁目５番９―503号
債務者　宮﨑希世子（旧姓頼實）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４１０号
岩手県気仙郡住田町上有住字天嶽79番地１、旧住所鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目８番８号　南九州コンストラクト寮２Ｆ
債務者　松田　祥雲
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９６号
福島県郡山市日和田町高倉字大口原18―460ブレス日和田202号、住民票上の住所福島県郡山市安積町荒井字東北井山４番地の16
債務者　藤田　秀明
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６０７２号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―1203号
債務者　山本加代子こと　姜　加代子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２１号
大阪市港区三先１―17―41、住民票上の住所大阪市港区三先２丁目20番58号
債務者　中川眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５３号
大阪市浪速区下寺２丁目６番26―805号
債務者　福島　恭嗣
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２２号
大阪市淀川区木川西４丁目２番41号　グランソシエ新大阪102号
債務者　四宮　成久
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２４号
大阪市生野区巽北２丁目８番26号
債務者　大西　和男
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００２号
大阪府豊能郡能勢町平通９番地の100
債務者　向井　博行
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００６号
大阪府茨木市畑田町８番24号
債務者　森　　俊広
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０２６号
大阪市北区大淀中５丁目３番９号
債務者　山本　直美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４７号
大阪市生野区巽東２丁目17番３―306号
債務者　徳山やゑ子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４８号
大阪市西成区松１丁目２番25―913号
債務者　瀬戸﨑千里（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８７号
神戸市須磨区大田町８丁目１番３―1004号、従前の住所兵庫県尼崎市大庄西町１丁目16番26号
債務者　奥　　瑠美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部